



平成 25 年 12 月 5 日

各 位

会社名 株式会社山口フィナンシャルグループ
代表者 取締役社長 福田 浩一
(コード番号 8418 東証第 1 部)
問合せ先 総合企画部長 柳田 清史
(TEL 083-223-5517)

2018 年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債 の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 12 月 4 日開催の取締役会において決議いたしました 2018 年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の発行に関し、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記の通りお知らせいたします。

記

新株予約権に関する事項

| | |
|--|-----------------|
| 1. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 本社債の額面金額と同額とする。 |
| 2. 転換価額 | 10.56 米ドル |
| (ご参考)発行条件決定日(平成 25 年 12 月 4 日)における株価等の状況 | |
| イ. 株式会社東京証券取引所における株価(終値) | 933 円(9.10 米ドル) |
| ロ. アップ率 $\{(\text{転換価額}) / (\text{米ドル建株価(終値)}) - 1\} \times 100$ | 16.00% |

(注) 日本円から米ドルへの換算は、平成 25 年 12 月 4 日午後 3 時(日本時間)時点のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」に表示された米ドル円直物外国為替レートの仲値(1 米ドル = 102.49 円)を用いております。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考) 2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の概要

1. 社債の総額 3億米ドル及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額
2. 発行決議日 2013年12月4日
3. 新株予約権の割当日及び社債の払込期日(発行日) 2013年12月20日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)
4. 新株予約権を行使することができる期間 2014年1月6日から2018年12月6日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、税制変更による繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2018年12月6日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。
上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得通知の翌日から取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。
5. 償還期限 2018年12月20日
6. 潜在株式による希薄化情報 本新株予約権付社債の発行により、2013年10月31日現在の発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する潜在株式数の比率は10.85%になる見込みです。
(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債に係る本新株予約権が全て当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数(自己株式を除く。)で除した数値であります。

詳細は、平成25年12月4日付当社プレスリリース「2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。